

現場代理人及び主任（監理）技術者の資格及び継続雇用の確認について

白山市総務部監理課

契約の適正化及び工事の品質確保を図るため、**契約金額が50万円を越える工事**は契約時に現場代理人の重複や技術者等の資格要件を確認します。

なお、技術者と所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係も併せて確認します。

つきましては、**平成25年3月1日以降に入札公告（通知）する工事**について契約時に下記の書類を監理課へ提出頂きますようお願いいたします。

記

1. 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届

2. 添付書類

- ①主任技術者は、設置した技術者の資格を証明するもののコピー。
- ②監理技術者は、監理技術者資格者証のコピー（なお、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証の場合は指定講習に係る修了証のコピーも併せて添付してください。）
- ③建設業法第7条第2項のイ又はロによる技術者を配置するときは、別紙様式第1号を提出して下さい。
- ④技術者と所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を示す書類のコピー

ア. 恒常的な雇用関係

所属建設業者から入札の申し込みのあった日（指名競争に付する場合であって入札の申し込みを伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

イ. 雇用関係を示す書類

- 1) 監理技術者証（発行日からアの期間に満たない場合は、以前の監理技術者証のコピーを添付してください。）
- 2) 健康保険被者証
- 3) 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
- 4) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書

※ 添付書類のうち、いずれかの該当する書類のみ提出してください。

なお、本人氏名、生年月日、資格取得日等の就職年月日のわかる部分、事業所の所在地が確認出来れば、その他の項目は塗りつぶして提出しても構いません。